

## 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 趣 旨

千葉県では、一定の条件を満たす県民に対して、低廉な家賃で住宅（以下「県営住宅」という）の提供を行っている。

県営住宅の管理に関し必要な事項については千葉県県営住宅設置管理条例(以下「条例」という)に定め、条例の施行に関し必要な事項については千葉県県営住宅設置管理条例施行規則(以下「規則」という)において定めている。

今回、規則で引用する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正に伴う規定の整理を行うため、規則の一部改正を行った。

### 2 改正の内容

規則第一条の二第八号のうち、

①口中の「命令の」を「接近禁止命令の」とした。

②新たにハとして、「配偶者暴力防止等法第十条の二（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去等命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの」を加えた。

### 3 施行年月日

令和6年4月1日

### 4 関係規定

#### ○千葉県県営住宅設置管理条例（昭和35年千葉県条例第39号）

（入居者資格）

第五条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（中略）にあつては、第二号から第五号まで）の条件を具備する者でなければならない。

#### ○千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）

（意見公募手続）

第三十八条

（1～3 略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

（一～七 略）

八 他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

#### ○千葉県行政手続条例施行規則（平成8年千葉県規則第6号）

（意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更）

第三条 千葉県行政手続条例第三十八条第四項第八号の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更